

災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。性別、年齢や障害の有無など様々な社会的状況によって影響は異なり、社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要です。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による災害対応に関しては、総務省の「応急対策職員派遣制度」により全国の地方公共団体から応援職員の派遣がなされているところです。

災害対応における男女共同参画の視点からの取組については、平時より「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく取組の促進をお願いしております。

こうした観点から、国の「防災基本計画」「男女共同参画基本計画」「避難所運営ガイドライン」等において、以下の事項が定められています。

- ・ 地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程と防災の現場における女性の参画を拡大する。
- ・ 市町村（都道府県）は、自主防災組織の育成、強化や、防災リーダーの育成等を図るものとし、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- ・ 市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における運営管理に努めるものとする。
- ・ 市町村（都道府県）は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとし、その際、女性の参画を推進し、女性の意見を反映できるよう配慮するものとする。
- ・ 被災地の復旧・復興に当たっては、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。

これらの取組を進めることは、子供や若者、高齢の方、障害のある方、LGBTQの方など、多様な方々への配慮にも資するものと考えています。

